ベルン州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 10月16日、ベルン州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を 実施すると発表

【本文】

10月16日、ベルン州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

1 入店者数の引き下げ

バー、クラブ、ディスコ、ダンスホールにおける入店者数の上限が、300人から10 0人へ引き下げられます。

2 適用日

2020年10月16日(金)以降

〇ベルン州発表

 $\frac{\text{https://www.be.ch/portal/de/index/mediencenter/medienmitteilungen.meldungNeu.mm}}{\text{.html/portal/de/meldungen/mm/2020/10/20201016_1556_maximal_100_leuteinclubsbars}}$ unddiskotheken

(リンクはドイツ語、他にフランス語有)

○9月24日:ベルン州独自措置等

https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100096224.pdf

○10月7日:ベルン州独自追加措置等

https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100101333.pdf

(連絡先)

〇在スイス日本国大使館 領事班

電話: 031 300 2222 Fax: 031 300 2256

メール: consularsection@br. mofa. go. jp

ホームページ: https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合 帰国・転出届

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login

○メールマガジン解除

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch

○「たびレジ」簡易登録をされた方

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete